

都市計画法第34条第12号の規定による指定区域制度 事務処理要領の策定について

1 概 要

平成26年度より運用を開始している都市計画法第34条第12号の規定による指定区域制度について、一連の事務に関する事項を定めた事務処理要領を策定します。

これまで、事業計画者等と調整を図りながら進めてきましたが、関係部署との調整が整っていない状況及び事業計画が中途半端な状況で申出書が提出されることが見受けられることを課題と捉え、解決に向けた取組として、事務処理要領を策定し、適正かつ円滑な執行を行うものです。

2 内 容

これまでの課題を整理し、主に以下の内容としています。

(1) 関係部署との調整

申出書の提出以降に、関係部署と調整する事業計画者が多く、調整が不十分であり、指定区域後の開発行為等許可申請手続きの際に問題が発覚するケースがあったため、関係部署と十分な調整を行った結果を打合せ記録にまとめ、指定区域申出書の提出時に、その記録の添付を求める内容としています。

(2) 手続きの流れの明確化

事業計画者等より、申出書提出後の事務の進捗状況を確認されることが多いため、手続きの流れを明確化することで、進捗状況が把握できるような内容としています。

(3) 申出書の提出期日の設定

日高市都市計画審議会を開催状況に合わせて、申出書の提出期日を変動させ対応していたことで、事業計画者等が予定を合わせる事が難しい状況だったため、開催状況に合わせて、提出期日を設定する内容としています。

3 開始予定

令和5年1月から運用を開始する予定です。